

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社では、企業業績向上と企業競争力強化の観点から経営判断の迅速化を図ると同時に、経営の公正性・透明性の観点から経営のチェック機能を充実させることが最重要課題と考えております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

【補充原則1 - 1】 [Explain]

取締役会は、株主総会において可決には至ったものの相当数の反対票が投じられた会社提案議案があったと認めるときは、反対の理由や反対票が多くなった原因の分析を行い、株主との対話その他の対応の要否について検討を行うべきである。

当社は、株主総会における株主の意思を具体的に把握し、株主総会后に各議案の賛否の状況を経営陣に共有しております。議案の賛否結果については、株主総会の詳細情報として、当社ウェブサイト(<https://ir.vector.co.jp/library/holders/>)にて公表しております。また、上程議案の反対票が一定割合以上であった場合は、株主総会后にその要因を分析するとともに、次期以降の当該議案の賛成率向上にむけた株主との対話の要否を検討いたします。

【補充原則1 - 2】 [Explain]

上場会社は、自社の株主における機関投資家や海外投資家の比率等も踏まえ、議決権の電子行使を可能とするための環境作り(議決権電子行使プラットフォームの利用等)や招集通知の英訳を進めるべきである。特に、プライム市場上場会社は、少なくとも機関投資家向けに議決権電子行使プラットフォームを利用可能とすべきである。

当社は、株主数及び外国人株主比率が少ないため、議決権電子行使プラットフォームの利用や招集通知の英訳にかかる費用を鑑みて実施しておりません。今後、株主数や外国人株主の比率の増加状況に応じて、議決権電子行使プラットフォームの利用や招集通知の英訳等の実務的な対応を検討してまいります。

【補充原則1 - 2】 [Explain]

信託銀行等の名義で株式を保有する機関投資家等が、株主総会において、信託銀行等に代わって自ら議決権の行使等を行うことをあらかじめ希望する場合に対応するため、上場会社は、信託銀行等と協議しつつ検討を行うべきである。

当社は、毎年3月31日の基準日時点において株主名簿に登録されている議決権を有する株主を、議決権の行使が可能な株主としており、現時点では信託銀行等の名義で株式を保有する機関投資家等が、信託銀行等に代わって自ら議決権の行使等を行うことを認めておりません。今後、信託銀行等と協議をしつつ、実務的な対応を検討してまいります。

【補充原則2 - 4】 [Explain]

上場会社は、女性・外国人・中途採用者の管理職への登用等、中核人材の登用等における多様性の確保についての考え方と自主的かつ測定可能な目標を示すとともに、その状況を開示すべきである。また、中長期的な企業価値の向上に向けた人材戦略の重要性に鑑み、多様性の確保に向けた人材育成方針と社内環境整備方針をその実施状況と併せて開示すべきである。

当社は、人数規模が小さく、母集団としては限られることから、中核人材の登用等における多様性の確保にかかる目標値を定めてはおりませんが、女性・中途採用者の管理職登用につきましては、今後の企業規模の拡大に応じて、具体的な目標値の設定並びに実績値の開示についても検討してまいります。また、現時点での当社の事業は、国内に限られることから、外国人の管理職登用については実績がないものの、今後の海外事業展開状況に応じて、具体的な目標値の設定並びに実績値の開示についても検討してまいります。

【原則3 - 1. 情報開示の充実】 [Explain]

上場会社は、法令に基づく開示を適切に行うことに加え、会社の意思決定の透明性・公正性を確保し、実効的なコーポレートガバナンスを実現するとの観点から、(本コードの各原則において開示を求めている事項のほか、)以下の事項について開示し、主体的な情報発信を行うべきである。

() 会社の目指すところ(経営理念等)や経営戦略、経営計画

() 本コードのそれぞれの原則を踏まえた、コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

() 取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続

() 取締役会が経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続

() 取締役会が上記()を踏まえて経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名を行う際の、個々の選解任・指名についての説明

()

< 当社の経営ビジョン >

当社はインターネットを通じて多くの人々の生活が「より便利に、より楽しく」なるサービスを創造することをモットーに経営を展開しております。当社では、インターネットビジネスが当社のコアコンピタンスであるとの認識のもと、ヒト、モノ、カネ、情報などからなるすべての経営資源を最大限に活用して収益機会の多様化を図り、企業価値の向上を通じて、株主の皆様の期待に応えるべく努力してまいります。

< 中期経営計画等 >

当社では、中期経営計画を策定し、その進捗状況を取締役会で確認しておりますが、インターネット情報産業を取り巻く事業環境変化が大きく、臨機応変な計画変更が必要となることから、中期経営計画は公表していません。今後、収益力・資本効率の目標となる指標の設定や具体的施策の公表について検討してまいります。

() 当社のコーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針につきましては、有価証券報告書及びコーポレートガバナンスに関する報告書にて開示しております。

() 当社の取締役の報酬は、当社と同程度の事業規模、業種・業態の報酬水準、取締役の役位や役割、企業価値の持続的な向上などの要素を勘案し、最も適切な支給割合となるよう判断して決定する方針であります。また、取締役会の決議に基づいて代表取締役社長に一任し、代表取締役社長が決定しております。

() 当社の取締役及び監査役の選任基準は以下のとおりです。

取締役候補者は、当社のビジョンに共感していること、広範な知識・経験、経営者としてふさわしい人格を有すること等を選任基準としています。社外取締役候補者については、上記に加え、東京証券取引所が定める独立性判断基準を充たすことを選任基準としています。また、監査役候補者は、財務、会計、法務、ガバナンス等の様々な分野に関する豊富な知見・経験を有すること等を選任基準としています。

取締役候補者の指名については、取締役会において取締役候補者の知識・経験・経営者としてふさわしい人格を有すること等を審議し、決定することとしております。また監査役候補者の指名については、候補者について監査役の職務遂行能力を監査役会で審議し、監査役会の同意を得た上で候補者を決定することとしております。代表取締役を含む経営陣について、その選任基準を満たさないあるいは職務遂行能力を有しないと判断される場合には、取締役会は、株主総会に提出する当該取締役の解任議案を決定します。

() 取締役会が上記()を踏まえて経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名を行う際の、個々の選解任・指名についての説明取締役・監査役の候補者の個々の選任理由につきましては、「第33期定時株主総会招集後通知」の株主総会参考書類をご参照ください。

【補充原則4-1】 [Explain]

取締役会・経営陣幹部は、中期経営計画も株主に対するコミットメントの一つであるとの認識に立ち、その実現に向けて最善の努力を行うべきである。仮に、中期経営計画が目標未達に終わった場合には、その原因や自社が行った対応の内容を十分に分析し、株主に説明を行うとともに、その分析を次期以降の計画に反映させるべきである。

当社のビジネスドメインであるIT業界は、事業環境の変化が激しい業界であるため、3年から5年間の固定的な中期経営計画に固執することはかえって環境変化への対応を遅らせ、機動的な経営判断が実施できないリスクが高いと判断しています。そのため、当社では年次予算の編成と半期後の見直しや修正を行っておりますが中期経営計画という形では公表・開示していません。取締役会において環境変化と事業進捗、課題についての分析を行い、状況に応じてフレキシブルに最善の経営判断を行っております。

【補充原則4-1】 [Explain]

取締役会は、会社の目指すところ(経営理念等)や具体的な経営戦略を踏まえ、最高経営責任者(CEO)等の後継者計画(プランニング)の策定・運用に主体的に関与するとともに、後継者候補の育成が十分な時間と資源をかけて計画的に行われていくよう、適切に監督を行うべきである。

当社では複数名の代表取締役が共同で経営に当たっており、全員が経営幹部及び従業員に対して指導、育成に関わっており、後継者問題は当社にとって喫緊の課題ではないため後継に関する具体的な計画はありません。今後、必要に応じて適宜、後継者計画の立案について検討する方針です。

【補充原則4-2】 [Explain]

取締役会は、中長期的な企業価値の向上の観点から、自社のサステナビリティを巡る取組みについて基本的な方針を策定すべきである。また、人的資本・知的財産への投資等の重要性に鑑み、これらをはじめとする経営資源の配分や、事業ポートフォリオに関する戦略の実行が、企業の持続的な成長に資するよう、実効的に監督を行うべきである。

当社は、サステナビリティを巡る取組みについて基本的な方針を策定していませんが、今後、検討・策定していく方針です。人的資本については、毎月の部門別の人員変動・採用進捗状況を取締役会への定例報告事項としており、取締役会の実行性のある監督が機能するよう努めております。また、知的財産への投資についても、ソフトウェア資産(無形固定資産)への投資状況を、取締役会への定例報告として月次決算資料に組み込み、実効性のある監督が機能するよう努めております。

【原則4-8. 独立社外取締役の有効な活用】 [Explain]

独立社外取締役は会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に寄与するように役割・責務を果たすべきであり、プライム市場上場会社はそのような資質を十分に備えた独立社外取締役を少なくとも3分の1(その他の市場の上場会社においては2名)以上選任すべきである。また、上記にかかわらず、業種・規模・事業特性・機関設計・会社をとりまく環境等を総合的に勘案して、過半数の独立社外取締役を選任することが必要と考えるプライム市場上場会社(その他の市場の上場会社においては少なくとも3分の1以上の独立社外取締役を選任することが必要と考える上場会社)は、十分な人数の独立社外取締役を選任すべきである。

当社の取締役は、現状の会社規模・業績・会社をとりまく環境等を踏まえて総合的に判断し、代表取締役が2名、親会社から1名、社外取締役が1名の少人数で構成しております。代表取締役2名は社内の業務執行状況を把握し、親会社から招聘している取締役1名は親会社の立場で経営監督をし、社外取締役1名は独立した立場での意見を発言し、それぞれの役割を踏まえた実効性のある議論を可能にしています。現状は、取締役会の全構成員のうち社外取締役が占める割合は、3分の1以下となっておりますが、当社の現状の事業状況等を踏まえても、十分な体制が構築されているものと考えております。今後、会社規模・業績・会社をとりまく環境等の変化に応じて取締役会の構成員を増員する場合は、社外取締役が占める割合を3分の1以上にすることを検討する方針です。

【補充原則4-8】 [Explain]

独立社外取締役は、取締役会における議論に積極的に貢献するとの観点から、例えば、独立社外者のみを構成員とする会合を定期的に開催するなど、独立した客観的な立場に基づく情報交換・認識共有を図るべきである。

当社の社外取締役は、独立役員として届出しておりませんが独立要件を満たした社外取締役1名のみであります。そのため、定期的な会合等は開催していません。今後、会社規模・業績・会社をとりまく環境等の変化に応じて取締役会の構成員を増員し、社外取締役が占める割合を3分の1以上となった場合は、定期的な独立社外者のみを構成員とする会合の開催を検討する方針です。

【補充原則4-8】 [Explain]

独立社外取締役は、例えば、互選により「筆頭独立社外取締役」を決定することなどにより、経営陣との連絡・調整や監査役または監査役会との連携に係る体制整備を図るべきである。

当社の社外取締役は、独立役員として届出しておりませんが独立要件を満たした社外取締役1名のみであります。そのため、筆頭独立社外取締役は存在していません。今後、会社規模・業績・会社をとりまく環境等の変化に応じて取締役会の構成員を増員し、社外取締役が占める割合を3

分の1以上となった場合は、筆頭独立社外取締役を選定するなどして経営陣との連絡・調整や監査役または監査役会との連携に係る体制整備の構築を検討する方針です。

【補充原則4 - 10】 [Explain]

上場会社が監査役会設置会社または監査等委員会設置会社であって、独立社外取締役が取締役会の過半数に達していない場合には、経営陣幹部・取締役の指名(後継者計画を含む)・報酬などに係る取締役会の機能の独立性・客観性と説明責任を強化するため、取締役会の下に独立社外取締役を主要な構成員とする独立した指名委員会・報酬委員会を設置することにより、指名や報酬などの特に重要な事項に関する検討に当たり、ジェンダー等の多様性やスキルの観点を含め、これらの委員会の適切な関与・助言を得るべきである。特に、プライム市場上場会社は、各委員会の構成員の過半数を独立社外取締役とすることを基本とし、その委員会構成の独立性に関する考え方・権限・役割等を開示すべきである。

当社は、現状の会社規模・業績・会社をとりまく環境等を踏まえて総合的に判断し、代表取締役が2名、親会社から1名、独立役員として届出しておりませんが、独立要件を満たした社外取締役1名の少人数で構成しており、独立社外取締役が取締役会の過半数には至っておりません。しかし、社外監査役が過半数を占める監査役会は、客観的に取締役会が適正に機能し運営されているか管理・監督し、必要に応じて適宜取締役会へ意見を提出しております。また、社外取締役及び社外監査役は、自身の高い専門的な知識と豊富な経験を活かし意見を述べるとともに、必要に応じて助言を行っています。今後、会社規模・業績・会社をとりまく環境等の変化に応じて取締役会の構成員を増員する場合は、独立社外取締役が過半数となるよう検討してまいります。

【原則5 - 2 . 経営戦略や経営計画の策定・公表】 [Explain]

経営戦略や経営計画の策定・公表に当たっては、自社の資本コストを的確に把握した上で、収益計画や資本政策の基本的な方針を示すとともに、収益力・資本効率等に関する目標を提示し、その実現のために、事業ポートフォリオの見直しや、設備投資・研究開発投資・人的資本への投資等を含む経営資源の配分等に関し具体的に何を実行するのかについて、株主に分かりやすい言葉・論理で明確に説明を行うべきである。

当社では、中期経営計画を策定し、その進捗状況を取締役会で確認しておりますが、インターネット情報産業を取り巻く事業環境変化が大きく、臨機応変な計画変更が必要となることから、中期経営計画は公表しておりません。今後、収益力・資本効率の目標となる指標の設定や具体的施策の公表について検討してまいります。

【補充原則5 - 2】 [Explain]

上場会社は、経営戦略等の策定・公表に当たっては、取締役会において決定された事業ポートフォリオに関する基本的な方針や事業ポートフォリオの見直しの状況について分かりやすく示すべきである。

当社では、中期経営計画を策定し、その進捗状況を取締役会で確認しておりますが、インターネット情報産業を取り巻く事業環境変化が大きく、臨機応変な計画変更が必要となることから、中期経営計画は公表しておりません。また、当社の事業ポートフォリオは、現時点で「インターネット及びインターネットに関する技術を使用したサービス」事業の単一のポートフォリオであり、その見直し等は予定しておりません。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】

【基本原則1】 [Comply]

上場会社は、株主の権利が実質的に確保されるよう適切な対応を行うとともに、株主がその権利を適切に行使することができる環境の整備を行うべきである。また、上場会社は、株主の実質的な平等性を確保すべきである。少数株主や外国人株主については、株主の権利の実質的な確保、権利行使に係る環境や実質的な平等性の確保に課題や懸念が生じやすい面があることから、十分に配慮を行うべきである。

当社は、株主が有するさまざまな権利を実質的に確保するため、少数株主を含む全ての株主がその権利を適切に行使することができるよう、環境の整備に努めるとともに、法令に則り全ての株主をその保有株式数に応じて平等に扱います。また、平等性、公平性の観点から、株主総会におけるお土産の提供は実施しておりません。

【原則1 - 1 . 株主の権利の確保】 [Comply]

上場会社は、株主総会における議決権をはじめとする株主の権利が実質的に確保されるよう、適切な対応を行うべきである。

当社は、全ての株主に対して実質的な平等性を確保するため、積極的な情報開示や円滑な議決権行使ができる環境の整備などに努めております。

【補充原則1 - 1】 [Comply]

上場会社は、総会決議事項の一部を取締役会に委任するよう株主総会に提案するに当たっては、自らの取締役会においてコーポレートガバナンスに関する役割・責務を十分に果たし得るような体制が整っているか否かを考慮すべきである。他方で、上場会社において、そうした体制がしっかりと整っていると判断する場合には、上記の提案を行うことが、経営判断の機動性・専門性の確保の観点から望ましい場合があることを考慮に入れるべきである。

当社は、経営の意思決定・監督機関として取締役会を設置しております。取締役会では、社内取締役及び社内監査役のほか、経営、リスク管理、法律の各方面に関する知識や経験を有した社外取締役及び社外監査役を選任し、取締役の業務執行状況の監督並びにコーポレートガバナンスが機能する体制を整備しております。

【補充原則1 - 1】 [Comply]

上場会社は、株主の権利の重要性を踏まえ、その権利行使を事実上妨げることのないよう配慮すべきである。とりわけ、少数株主にも認められている上場会社及びその役員に対する特別な権利(違法行為の差止めや代表訴訟提起に係る権利等)については、その権利行使の確保に課題や懸念が生じやすい面があることから、十分に配慮を行うべきである。

当社は、株主の権利を保護し、その権利行使を事実上妨げることのないよう配慮するとともに、いずれの株主に対しても実質的な平等性の確保に努めております。また、当社ウェブサイト(<https://ir.vector.co.jp/stock/articles/>)にて「株式取扱規程」を公表し、会社法にて少数株主にも認められている権利について、円滑な行使が出来るように努めております。

【原則1 - 2 . 株主総会における権利行使】 [Comply]

上場会社は、株主総会が株主との建設的な対話の場であることを認識し、株主の視点に立って、株主総会における権利行使に係る適切な環境整備を行うべきである。

当社は、株主総会が当社における最高意思決定機関であり、株主の意思が適切に反映されなければならない場と認識しております。当社では、株主総会に、より多くの株主が出席・参加いただけるよう、集中日を避けた開催日や利便性の高い開催場所を設定しております。また、出席できない株主には、議決権行使書の郵送やインターネットを利用して参加する(いわゆるハイブリッド参加型バーチャル株主総会)方法を用意し、株主が議決権を行使しやすい環境を整えています。

【補充原則1-2】 [Comply]

上場会社は、株主総会において株主が適切な判断を行うことに資すると考えられる情報については、必要に応じ適確に提供すべきである。

当社では、株主総会において株主が適切な判断を行うために必要と考えられる情報は、当社ウェブサイト及び東京証券取引所の適時開示情報伝達システム「TDnet」を通じて、速やかに公表しており、過去の資料は当社ウェブサイト(<https://ir.vector.co.jp/library/settle/>)にて公表しております。株主総会における議案を含む目的事項の理解を促進するため、招集通知は判りやすい説明の記載を心掛けております。

【補充原則1-2】 [Comply]

上場会社は、株主が総会議案の十分な検討期間を確保することができるよう、招集通知に記載する情報の正確性を担保しつつその早期発送に努めるべきであり、また、招集通知に記載する情報は、株主総会の招集に係る取締役会決議から招集通知を発送するまでの間に、TDnetや自社のウェブサイトにより電子的に公表すべきである。

当社は、株主が議案の検討を十分確保できるよう、招集通知の早期発送化に努めております。また、発送日には当社ウェブサイト及び東京証券取引所の適時開示情報伝達システム「TDnet」を通じて公表しております。

【補充原則1-2】 [Comply]

上場会社は、株主との建設的な対話の充実や、そのための正確な情報提供等の観点を考慮し、株主総会開催日をはじめとする株主総会関連の日程の適切な設定を行うべきである。

当社は、株主総会を株主と建設的な対話の場であると認識し、より多くの株主に出席いただけるよう配慮を行うべきとの認識から、集中日を避けた開催日程の設定を行っております。

【原則1-3. 資本政策の基本的な方針】 [Comply]

上場会社は、資本政策の動向が株主の利益に重要な影響を与え得ることを踏まえ、資本政策の基本的な方針について説明を行うべきである。

当社では、企業価値(株主価値)の向上を図り、可能な限り株主の皆様への利益還元を増大させていくことが経営の重要課題であると認識し、業績動向、財務状況、新規事業計画等を見ながら、一方で企業体質の強化及び今後の事業展開に備えるための内部留保の必要性を勘案し株主の皆様への利益配分を行うことを基本方針としております。株主還元については、剰余金の配当を行う場合は中間配当及び期末配当の年2回実施することを基本方針としております。

【原則1-4. 政策保有株式】 [Comply]

上場会社が政策保有株式として上場株式を保有する場合には、政策保有株式の縮減に関する方針・考え方など、政策保有に関する方針を開示すべきである。また、毎年、取締役会で、個別の政策保有株式について、保有目的が適切か、保有に伴う便益やリスクが資本コストに見合っているか等を具体的に精査し、保有の適否を検証するとともに、そうした検証の内容について開示すべきである。上場会社は、政策保有株式に係る議決権の行使について、適切な対応を確保するための具体的な基準を策定・開示し、その基準に沿った対応を行うべきである。

当社は、政策保有株式を保有していません。また、現時点の株主構成及びビジネスモデルに照らしても、政策保有株式を保有する必要性は高くないと認識しており、具体的な計画もありません。なお、今後、政策保有株式を保有する必要性が生じた場合には、保有に伴う便益やリスクが資本コストに見合っており、企業価値の向上に資するものであることを説明するとともに、政策保有に関する方針、及び政策保有株式に係る議決権行使への適切な対応を確保するための基準をそれぞれ策定し、その基準にそった対応を行います。

【補充原則1-4】 [Comply]

上場会社は、自社の株式を政策保有株式として保有している会社(政策保有株主)からその株式の売却等の意向が示された場合には、取引の縮減を示唆することなどにより、売却等を妨げるべきではない。

いわゆる政策保有目的で当社の株式を保有している会社は、現時点においてはありません。今後仮に政策保有目的で当社株式を保有する会社が現れた場合でも、当社からその会社に対し、当該株式を売却しないよう依頼することはありません。また、仮にその会社と当社間に取引関係があった場合でも、売却の阻止のみを目的として、取引の縮減などの不利益な扱いを示唆することはありません。

【補充原則1-4】 [Comply]

上場会社は、政策保有株主との間で、取引の経済合理性を十分に検証しないまま取引を継続するなど、会社や株主共同の利益を害するような取引を行うべきではない。

いわゆる政策保有目的で当社の株式を保有している会社は、現時点においてはありません。仮に現在及び将来において当社と取引のある会社が、当社株式の政策保有を行った場合でも、当該取引の経済合理性については適時に適切な検証を行い、会社や株主共同の利益を損なうことなく、企業価値向上に努めてまいります。

【原則1-5. いわゆる買収防衛策】 [Comply]

買収防衛の効果をもたらすことを企図してとられる方策は、経営陣・取締役会の保身を目的とするものであってはならない。その導入・運用については、取締役会・監査役は、株主に対する受託者責任を全うする観点から、その必要性・合理性をしっかりと検討し、適正な手続を確保するとともに、株主に十分な説明を行うべきである。

当社では、過去において買収防衛策を導入した実績はございません。今後、買収防衛策を導入する場合は、その必要性や合理性について株主に説明いたします。

【補充原則1-5】 [Comply]

上場会社は、自社の株式が公開買付けに付された場合には、取締役会としての考え方(対抗提案があればその内容を含む)を明確に説明すべきであり、また、株主が公開買付けに応じて株式を手放す権利を不当に妨げる措置を講じるべきではない。

当社株式が公開買付けされた場合、当社取締役会は、株主の利益に照らして最も相応しいと判断する措置または見解を速やかに株主へ開示し

ます。当社は、株主の権利を尊重し、株主が公開買付けに応じることを不当に妨げません。

【原則1 - 6 . 株主の利益を害する可能性のある資本政策】 [Comply]

支配権の変動や大規模な希釈化をもたらす資本政策(増資、MBO等を含む)については、既存株主を不当に害することのないよう、取締役会・監査役は、株主に対する受託者責任を全うする観点から、その必要性・合理性をしっかりと検討し、適正な手続を確保するとともに、株主に十分な説明を行うべきである。

増資やMBO等の株主の利益に影響を及ぼす資本政策を行う際は、取締役会において当該資本政策の必要性・合理性を十分に検討し、その検討過程や実施の目的等の情報を速やかに開示するとともに、必要に応じて、株主総会等での説明を行います。

【原則1 - 7 . 関連当事者間の取引】 [Comply]

上場会社とその役員や主要株主等との取引(関連当事者間の取引)を行う場合には、そうした取引が会社や株主共同の利益を害することのないよう、また、そうした懸念を惹起することのないよう、取締役会は、あらかじめ、取引の重要性やその性質に応じた適切な手続を定めてその枠組みを開示するとともに、その手続を踏まえた監視(取引の承認を含む)を行うべきである。

当社では、全ての取引について、社内規程に基づき取引規模や重要性により管理部などの専門部署の審査を経た上で、稟議決裁または取締役会による決議を実施しています。また、その決裁の過程、内容を監査役及び内部監査部門が常時チェックできる体制としています。また、関連当事者間の取引については、取引ごとに取締役会にて決議しています。なお、関連当事者取引については、有価証券報告書及び計算書類にて開示しています。

【基本原則2】 [Comply]

上場会社は、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の創出は、従業員、顧客、取引先、債権者、地域社会をはじめとする様々なステークホルダーによるリソースの提供や貢献の結果であることを十分に認識し、これらのステークホルダーとの適切な協働に努めるべきである。取締役会・経営陣は、これらのステークホルダーの権利・立場や健全な事業活動倫理を尊重する企業文化・風土の醸成に向けてリーダーシップを発揮すべきである。

当社は、中長期的な企業価値の創出及び向上に資するよう、株主・債権者、顧客、取引先、従業員、地域社会など、全てのステークホルダーと良好な関係の構築と適切な協働が不可欠であると認識しております。取締役及び経営陣は「当社行動指針」を遵守し、ステークホルダーの権利・立場や健全な事業活動倫理を尊重する企業文化・風土の醸成に取り組めます。

【原則2 - 1 . 中長期的な企業価値向上の基礎となる経営理念の策定】 [Comply]

上場会社は、自らが担う社会的な責任についての考え方を踏まえ、様々なステークホルダーへの価値創造に配慮した経営を行いつつ中長期的な企業価値向上を図るべきであり、こうした活動の基礎となる経営理念を策定すべきである。

ステークホルダーの権利・立場や健全な事業活動倫理を尊重する企業文化・風土の醸成に向け、経営理念を具体的な行動指針にまとめた経営ビジョンと行動指針を策定し、企業活動の指針としております。

< 当社の経営ビジョン >

当社はインターネットを通じて多くの人々の生活が「より便利に、より楽しく」なるサービスを創造することをモットーに経営を展開しております。当社では、インターネットビジネスが当社のコアコンピタンスであるとの認識のもと、ヒト、モノ、カネ、情報などからなるすべての経営資源を最大限に活用して収益機会の多様化を図り、企業価値の向上を通じて、株主の皆様ごの期待に応えるべく努力してまいります。

< 当社の行動指針 >

【社会とともに】

すべての法令と社会倫理を遵守し、健全な企業活動を実行することにより、信頼される企業となります。また、より良い社会が実現するよう、企業活動を通じて貢献します。

【お客さまとともに】

お客様の視点に立ち、ニーズを的確にとらえ、常に満足度の高いサービスの提供を目指します。

【株主とともに】

現状に満足することなく、日々「創造」と「改善」を意識し、企業価値の向上に努めます。また、適切な情報管理と情報開示を通じて企業としての信頼性を高めます。

【社員とともに】

社員一人一人が、企業活動の中で、目標の実現と成長を図れるよう、その能力の限らない飛躍と活動を応援し、公正に評価します。

【原則2 - 2 . 会社の行動準則の策定・実践】 [Comply]

上場会社は、ステークホルダーとの適切な協働やその利益の尊重、健全な事業活動倫理などについて、会社としての価値観を示しその構成員が従うべき行動準則を定め、実践すべきである。取締役会は、行動準則の策定・改訂の責務を担い、これが国内外の事業活動の第一線にまで広く浸透し、遵守されるようにすべきである。

当社は、当社の企業活動において、お客さま、取引先、株主及び投資家を含む社会全般からの理解と信頼を一層強固にするべく、社会的責任を十分に意識し、高度な企業倫理に基づき、公正かつ適法なものとし、法令その他のルール(社会規範及び倫理などを含む)を遵守することを方針とし、当社におけるコンプライアンスの方針と基本的な体制を定め、当社におけるコンプライアンス体制を確立・強化すること、また従業員等からのコンプライアンス違反に関する通報・報告について、適正な仕組みを定め、不正行為等の早期発見と是正を図ることを目的とした「コンプライアンス規程」を設けております。

【補充原則2 - 1】 [Comply]

取締役会は、行動準則が広く実践されているか否かについて、適宜または定期的にレビューを行うべきである。その際には、実質的に行動準則の趣旨・精神を尊重する企業文化・風土が存在するか否かに重点を置くべきであり、形式的な遵守確認に終始すべきではない。

代表取締役社長は、コンプライアンス体制の確立、強化のために、コンプライアンス最高責任者としてCCOを選任し、CCOはコンプライアンスに関する活動の取締役会、監査役会、経営会議への報告を行うものとしております。

【原則2 - 3 . 社会・環境問題をはじめとするサステナビリティを巡る課題】 [Comply]

上場会社は、社会・環境問題をはじめとするサステナビリティを巡る課題について、適切な対応を行うべきである。

当社は、企業の社会的責任に加え、環境(E)・社会(S)・ガバナンス(G)の3つの観点でサステナビリティへの課題を捉え、日々の事業活動において実現可能な範囲で施策を実施しております。

【補充原則2 - 3】

取締役会は、気候変動などの地球環境問題への配慮、人権の尊重、従業員の健康・労働環境への配慮や公正・適切な処遇、取引先との公正・適正な取引、自然災害等への危機管理など、サステナビリティを巡る課題への対応は、リスクの減少のみならず収益機会にもつながる重要な経営課題であると認識し、中長期的な企業価値の向上の観点から、これらの課題に積極的・能動的に取り組むよう検討を深めるべきである。

当社は、環境、労働や社会貢献など、サステナビリティへの課題について、以下の取り組みを実施しており、今後も新たな取り組みを検討・実施していく方針です。

- ・環境負荷の低減(省電力化、ペーパーレス化、テレワーク推進など)
- ・コンプライアンス遵守による健全な事業活動

【原則2 - 4 . 女性の活躍促進を含む社内での多様性の確保】 [Comply]

上場会社は、社内に異なる経験・技能・属性を反映した多様な視点や価値観が存在することは、会社の持続的な成長を確保する上での強みとなり得る、との認識に立ち、社内における女性の活躍促進を含む多様性の確保を推進すべきである。

当社は男女雇用機会均等法の理念を着実に実行し、処遇面でも男女間の差別なく、積極的に女性管理職も登用しております。女性従業員の採用についても継続的に実施してまいります。

【原則2 - 5 . 内部通報】 [Comply]

上場会社は、その従業員等が、不利益を被る危険を懸念することなく、違法または不適切な行為・情報開示に関する情報や真摯な疑念を伝えることができるよう、また、伝えられた情報や疑念が客観的に検証され適切に活用されるよう、内部通報に係る適切な体制整備を行うべきである。取締役会は、こうした体制整備を実現する責務を負うとともに、その運用状況を監督すべきである。

当社は、法令を誠実に遵守する公正な経営を实践する目的で「コンプライアンス規程」内に内部通報制度の条文を盛り込んでおります。また、職場における法令違反行為を会社に通報する「内部通報制度」の取扱いを「内部通報基準」で定めております。

【補充原則2 - 5】 [Comply]

上場会社は、内部通報に係る体制整備の一環として、経営陣から独立した窓口の設置(例えば、社外取締役と監査役による合議体を窓口とする等)を行うべきであり、また、情報提供者の秘匿と不利益取扱いの禁止に関する規律を整備すべきである。

当社は、内部通報先としての窓口を「ベクター・コンプライアンス事務局」及び外部の法律事務所としており、情報提供者の秘匿と不利益取扱いの禁止など「内部通報基準」により具体的に定めております。

【原則2 - 6 . 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】 [Comply]

上場会社は、企業年金の積立金の運用が、従業員の安定的な資産形成に加えて自らの財政状態にも影響を与えることを踏まえ、企業年金が運用(運用機関に対するモニタリングなどのステューワードシップ活動を含む)の専門性を高めてアセットオーナーとして期待される機能を発揮できるよう、運用に当たる適切な資質を持った人材の計画的な登用・配置などの人事面や運営面における取り組みを行うとともに、そうした取り組みの内容を開示すべきである。その際、上場会社は、企業年金の受益者と会社との間に生じ得る利益相反が適切に管理されるようにすべきである。

当社は、企業年金制度を採用していないため、企業年金のアセットオーナーとしての機能を発揮する局面はございません。

【基本原則3】 [Comply]

上場会社は、会社の財政状態・経営成績等の財務情報や、経営戦略・経営課題、リスクやガバナンスに係る情報等の非財務情報について、法令に基づく開示を適切に行うとともに、法令に基づく開示以外の情報提供にも主体的に取り組むべきである。その際、取締役会は、開示・提供される情報が株主との間で建設的な対話を行う上での基盤となることも踏まえ、そうした情報(とりわけ非財務情報)が、正確で利用者にとって分かりやすく、情報として有用性の高いものとなるようにすべきである。

当社は、財務情報及び非財務情報について、法令及び東京証券取引所規則に基づき適切に開示を行うことはもとより、法令や東京証券取引所規則で必ずしも開示が求められない情報についても、投資家をはじめとするステークホルダーへの影響度合いを慎重に検討し、必要に応じて主体的な開示を行います。取締役会は、いずれの場合においても、公正で分かりやすく、有用な情報の開示に努めます。

【補充原則3 - 1】 [Comply]

上記の情報の開示(法令に基づく開示を含む)に当たって、取締役会は、ひな型的な記述や具体性を欠く記述を避け、利用者にとって付加価値の高い記載となるようにすべきである。

当社は、情報開示に当たり、ひな型的な記述や具体性を欠く記述を避け、利用者にとって付加価値の高い記載となるように努めています。

【補充原則3 - 1】 [Comply]

上場会社は、自社の株主における海外投資家等の比率も踏まえ、合理的な範囲において、英語での情報の開示・提供を進めるべきである。特に、プライム市場上場会社は、開示書類のうち必要とされる情報について、英語での開示・提供を行うべきである。

英語版の決算短信(サマリー)を毎四半期作成し、当社ホームページへ開示するなど、海外投資家への情報提供を行っています。

【補充原則3 - 1】 [Comply]

上場会社は、経営戦略の開示に当たって、自社のサステナビリティについての取り組みを適切に開示すべきである。また、人的資本や知的財産への投資等についても、自社の経営戦略・経営課題との整合性を意識しつつ分かりやすく具体的に情報を開示・提供すべきである。特に、プライム市場上場会社は、気候変動に係るリスク及び収益機会が自社の事業活動や収益等に与える影響について、必要なデータの収集と分析を行い、国際的に確立された開示の枠組みであるTCFDまたはそれと同等の枠組みに基づく開示の質と量の充実を進めるべきである。

当社は、サステナビリティに関する取り組みの一環として、リモートワークの導入や、全従業員がスムーズかつ安心してワクチン接種できるようにするため、「ワクチン休暇」の導入をおこなっており、従業員の労働環境に配慮しておりますが、サステナビリティを巡る取り組みについての基本的な方針については、今後策定を検討してまいります。人的資本については、今後は継続的な成長の基盤である人材は最も重要な経営資源と認識しております。人的基盤を強化するために、より採用体制の強化を進めるとともに、多様なワークスタイルの支援を通じた働き方・働きやすさの追求や適正な事業ドメインに沿った人員配置、研修や人材育成施策の実施等により、優秀な人材の確保と定着化に努めてまいります。知的財産については、継続的かつ安定的な事業展開の実現において重要となる商標等について管理を徹底しております。

【原則3 - 2 . 外部会計監査人】 [Comply]

外部会計監査人及び上場会社は、外部会計監査人が株主・投資家に対して責務を負っていることを認識し、適正な監査の確保に向けて適切な対応を行うべきである。

当社は、外部会計監査人が株主・投資家に対して責務を負っていることを認識しており、適正な監査の確保に向けて適切な対応を行っています。

【補充原則3 - 1 】 [Comply]

監査役会は、少なくとも下記の対応を行うべきである。

- () 外部会計監査人候補を適切に選定し外部会計監査人を適切に評価するための基準の策定
- () 外部会計監査人に求められる独立性と専門性を有しているか否かについての確認

() 当社監査役会は、外部会計監査人候補の選定及び外部会計監査人の評価に関する基準として、「外部会計監査人候補の選定及び外部会計監査人の評価に関する基準」を策定しています。

() 当社監査役会は、外部会計監査人との意見交換や監査実施状況及び結果の報告に基づき、その独立性と専門性の有無について確認を行っています。

【補充原則3 - 1 】 [Comply]

取締役会及び監査役会は、少なくとも下記の対応を行うべきである。

- () 高品質な監査を可能とする十分な監査時間の確保
- () 外部会計監査人からCEO・CFO等の経営陣幹部へのアクセス(面談等)の確保
- () 外部会計監査人と監査役(監査役会への出席を含む)、内部監査部門や社外取締役との十分な連携の確保
- () 外部会計監査人が不正を発見し適切な対応を求めた場合や、不備・問題点を指摘した場合の会社側の対応体制の確立

() 外部会計監査人と協議し、外部会計監査人が必要と判断、算定する監査時間を確保しています。

() 外部会計監査人から定期的または要請があれば臨時に、代表取締役等の経営陣幹部との面談時間を設けています。

() 監査役は、定期的に外部会計監査人との会合(監査結果報告等)を行っています。また、外部会計監査人は「財務報告に係る内部統制の監査」の過程で、随時必要な情報交換や業務執行状況についての確認を行っているほか、外部会計監査人が必要とする情報等のフィードバックを行っています。

() 監査役は、内部監査担当に対して、調査を指示し、必要な是正を求める体制となっています。

【基本原則4】 [Comply]

上場会社の取締役会は、株主に対する受託者責任・説明責任を踏まえ、会社の持続的成長と中長期的な企業価値の向上を促し、収益力・資本効率等の改善を図るべく、

- (1) 企業戦略等の大きな方向性を示すこと
- (2) 経営陣幹部による適切なリスクテイクを支える環境整備を行うこと
- (3) 独立した客観的な立場から、経営陣(執行役及びいわゆる執行役員を含む)・取締役に対する実効性の高い監督を行うこと

をはじめとする役割・責務を適切に果たすべきである。こうした役割・責務は、監査役会設置会社(その役割・責務の一部は監査役及び監査役会が担うこととなる)、指名委員会等設置会社、監査等委員会設置会社など、いずれの機関設計を採用する場合にも、等しく適切に果たされるべきである。

当社の取締役会は、株主に対する受託者責任・説明責任を踏まえ、企業価値の最大化を図るため、全ての取締役により適切な議題を徹底的に議論し、積極果敢な経営戦略とリスクコントロールの両立に努めます。また、取締役会、監査役及び監査役会は、経営に対する実効性の高い監督を行い、経営の透明性の確保に努めます。

【原則4 - 1 . 取締役会の役割・責務(1)】 [Comply]

取締役会は、会社の目指すところ(経営理念等)を確立し、戦略的な方向付けを行うことを主要な役割・責務の一つと捉え、具体的な経営戦略や経営計画等について建設的な議論を行うべきであり、重要な業務執行の決定を行う場合には、上記の戦略的な方向付けを踏まえるべきである。

当社は、< 当社の経営ビジョン > として以下の内容を掲げております。

当社はインターネットを通じて多くの人々の生活が「より便利に、より楽しく」なるサービスを創造することをモットーに経営を展開しております。当社では、インターネットビジネスが当社のコアコンピタンスであるとの認識のもと、ヒト、モノ、カネ、情報などからなるすべての経営資源を最大限に活用して収益機会の多様化を図り、企業価値の向上を通じて、株主の皆様への期待に応えるべく努力してまいります。取締役会を構成する各取締役は、< 当社の経営ビジョン > を踏まえた戦略的な方向付けや具体的な経営戦略や経営計画等について建設的な議論を行っています。

【補充原則4 - 1 】 [Comply]

取締役会は、取締役会自身として何を判断・決定し、何を経営陣に委ねるのかに関連して、経営陣に対する委任の範囲を明確に定め、その概要を開示すべきである。

当社は、取締役会の決議事項を取締役会規程に定めています。取締役会規程には取締役会に付議すべき事項として、法令及び定款に基づき取締役会が判断・決定すべきとされる事項のほか、一定額以上の取引や資産の取得・処分に係る事項等が含まれております。また、取締役会で審議すべき事項は、社内取締役、監査役、執行役員で構成する経営会議において事前検討を行い、一定額に満たない取引や資産の取得・処分等に係る判断・決定など、業務執行に係る個別具体的な審議のうち取締役会での決定を要しないものは稟議規程に定め、稟議決裁にて行っております。

【原則4 - 2 . 取締役会の役割・責務(2)】 [Comply]

取締役会は、経営陣幹部による適切なリスクテイクを支える環境整備を行うことを主要な役割・責務の一つと捉え、経営陣からの健全な企業家精神に基づく提案を歓迎しつつ、説明責任の確保に向けて、そうした提案について独立した客観的な立場において多角的かつ十分な検討を行うとともに、承認した提案が実行される際には、経営陣幹部の迅速・果敢な意思決定を支援すべきである。また、経営陣の報酬については、中長期的な会社の業績や潜在的リスクを反映させ、健全な企業家精神の発揮に資するようなインセンティブ付けを行うべきである。

取締役会は、経営陣幹部からの議案や報告内容について多角的かつ十分な検討を行っています。当社の代表取締役社長は、当社における主要株主であり、当社株式を保有している関係上、すでにその他多くの株主とリスク・リターンを共有する立場にあります。株価という形(結果)によって中長期的な会社業績や潜在的リスクを反映し、健全な企業家精神を発揮できるようなインセンティブがすでにビルトインされている状態であり、健全なリスクテイクにより中長期的なリターンを追求しやすい環境となっております。

【補充原則4 - 2 】 [Comply]

取締役会は、経営陣の報酬が持続的な成長に向けた健全なインセンティブとして機能するよう、客観性・透明性ある手続に従い、報酬制度を設計し、具体的な報酬額を決定すべきである。その際、中長期的な業績と連動する報酬の割合や、現金報酬と自社株報酬との割合を適切に設定すべきである。

当社は、取締役の報酬が持続的な成長に向けた健全なインセンティブとして機能するよう、2021年5月19日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容についての決定方針を決議しております。各方針は以下のとおりです。

ア. 報酬等(業績に連動しない金銭報酬)の額またはその算定方法の決定方針

取締役の報酬は月例の固定報酬とし、会社の規模、業績を考慮した各人の役職、職責等に応じ、総合的に勘案して決定する。

イ. 業績連動報酬等に係る業績指標の内容および業績連動報酬等の額またはその算定方法の決定方針

業績連動報酬は、役員賞与として事業年度毎の当社の営業利益、経営状況、従業員の賞与水準等を総合的に勘案して取締役会にて支給総額を決定する。

ウ. 非金銭報酬等に係る内容および非金銭報酬等の額もしくは数またはその算定方法の決定方針

非金銭報酬は、中長期的な業績の向上と企業価値の増大への貢献意識を高めることを目的とした株式報酬型ストックオプションとし、中期経営計画の主要な財務目標である営業利益の目標を指標として採用し、内容と支給総額を取締役会にて決定する。

エ. 取締役の個人別の報酬等の額に対する報酬等の種類ごとの割合の決定方針

報酬等の額、業績連動報酬等の額および非金銭報酬等の額の取締役の個人別の支給割合の決定方針については、当社と同程度の事業規模、業種・業態の報酬水準、取締役の役位や役割、企業価値の持続的な向上などの要素を勘案し、最も適切な支給割合となるよう判断して決定する。

オ. 報酬等を与える時期又は条件の決定方針

固定報酬を毎月支払う。業績連動報酬および非金銭報酬は、取締役会決議後から1年以内に支払う。

カ. 取締役の個人別の報酬等の決定の全部または一部の第三者への委任に関する事項

取締役会の決議に基づき、代表取締役社長に一任する。

【原則4 - 3 . 取締役会の役割・責務(3)】 [Comply]

取締役会は、独立した客観的な立場から、経営陣・取締役に対する実効性の高い監督を行うことを主要な役割・責務の一つと捉え、適切に会社の業績等の評価を行い、その評価を経営陣幹部の人事に適切に反映すべきである。また、取締役会は、適時かつ正確な情報開示が行われるよう監督を行うとともに、内部統制やリスク管理体制を適切に整備すべきである。更に、取締役会は、経営陣・支配株主等の関連当事者と会社との間に生じ得る利益相反を適切に管理すべきである。

当社の経営陣の人事評価は、会社の業績や経営内容、役割や果たすべき責任に基づき決定されています。また、適時かつ正確な情報開示を行うよう、代表取締役社長の直轄部署として経営企画室を設置し、IR活動は経営企画室が実施しております。当社のポジティブな情報・ネガティブな情報を網羅的に把握し、適時・適切に公表しております。なお、役員や主要株主等との取引を行う場合には、取締役会において審議し、金額に応じて承認を得るまたは報告することとしております。

【補充原則4 - 3 】 [Comply]

取締役会は、経営陣幹部の選任や解任について、会社の業績等の評価を踏まえ、公正かつ透明性の高い手続に従い、適切に実行すべきである。

当社は、代表取締役ならびに役付取締役の選任・解任につきまして「取締役会規程」において定めており、選任・解任は取締役会において承認を得ることとしております。

【補充原則4 - 3 】 [Comply]

取締役会は、CEOの選解任は、会社における最も重要な戦略的意思決定であることを踏まえ、客観性・適時性・透明性ある手続に従い、十分な時間と資源をかけて、資質を備えたCEOを選任すべきである。

当社のCEOは代表取締役社長となります。代表取締役ならびに役付取締役の選任・解任につきまして「取締役会規程」において定めており、選任・解任は取締役会において承認を得ることとしております。

【補充原則4 - 3 】 [Comply]

取締役会は、会社の業績等の適切な評価を踏まえ、CEOがその機能を十分発揮していないと認められる場合に、CEOを解任するための客観性・適時性・透明性ある手続を確立すべきである。

当社のCEOは代表取締役社長となります。代表取締役ならびに役付取締役の選任・解任につきまして「取締役会規程」において定めており、選任・解任は取締役会において承認を得ることとしております。

【補充原則4 - 3 】 [Comply]

内部統制や先を見越した全社的なリスク管理体制の整備は、適切なコンプライアンスの確保とリスクテイクの裏付けとなり得るものであり、取締役会はグループ全体を含めたこれらの体制を適切に構築し、内部監査部門を活用しつつ、その運用状況を監督すべきである。

当社の取締役会は、重要な経営意思決定を行うとともに、コンプライアンスや内部統制・リスク管理に関しては、社外取締役の知見も活かしつつ、その体制整備や仕組みづくりに努めております。個別の業務執行につきましては経営会議、部長会議に委任しています。また、取締役会決議事項や経営陣への委任の範囲につきましては、「取締役会規程」等の社内規程に定めており、重要な社内諸規程等の制定及び改廃は取締役会で決定しています。さらに、職務執行状況は取締役会への定例報告事項としており、取締役会は当該執行状況をモニタリングしています。

【原則4 - 4 . 監査役及び監査役会の役割・責務】 [Comply]

監査役及び監査役会は、取締役の職務の執行の監査、監査役・外部会計監査人の選解任や監査報酬に係る権限の行使などの役割・責務を果たすに当たって、株主に対する受託者責任を踏まえ、独立した客観的な立場において適切な判断を行うべきである。また、監査役及び監査役会に期待される重要な役割・責務には、業務監査・会計監査をはじめとするいわば「守りの機能」があるが、こうした機能を含め、その役割・責務を十分に果たすためには、自らの守備範囲を過度に狭く捉えることは適切でなく、能動的・積極的に権限を行使し、取締役会においてあるいは経営陣に対して適切に意見を述べるべきである。

当社は監査役会設置会社であり、監査役3名(うち、社外監査役2名)で構成しております。監査役および監査役会は、監査役の職責を果たす上での心構えを明らかにし、その職責を遂行するための監査体制のあり方と、監査の基準および行動の指針を定めた「監査役会規程」「監査役監査基準」を整備し、独立した客観的な立場において適切に判断を行うこととしております。また、各監査役は、上場企業の役職経験者や高い専門知識と豊富な経験を有している者であり、これらの知識や経験を活かして、取締役会で適宜意見を述べています。

【補充原則4 - 4】 [Comply]

監査役会は、会社法により、その半数以上を社外監査役とすること及び常勤の監査役を置くことの双方が求められていることを踏まえ、その役割・責務を十分に果たすとの観点から、前者に由来する強固な独立性と、後者が保有する高度な情報収集力とを有機的に組み合わせることで実効性を高めるべきである。また、監査役または監査役会は、社外取締役が、その独立性に影響を受けることなく情報収集力の強化を図ることができるよう、社外取締役との連携を確保すべきである。

当社の監査役会による監査は、監査役3名(うち、社外監査役2名)が行っております。また、監査役の中から常勤の監査役を1名選定しています。監査役会は、代表取締役と定期的に会合をもち、会社が対処すべき課題、監査役監査の環境整備の状況、監査上の重要課題等について意見を交換し、併せて必要と判断される要請を行うなど、代表取締役との相互認識を深めるよう努めております。常勤の監査役は、取締役会に加え、毎月開催される経営全般に関する基本方針や具体的執行方針に関する事項等を審議する経営会議、毎週開催される業務執行に関する重要な会議である部長会議にも出席し、実効性の高い監督を行える体制としています。また、監査役会は、必要に応じて、会計監査人、取締役、内部監査部門等の使用人もしくはその他の者に対して報告を求めることができる体制としています。

【原則4 - 5 . 取締役・監査役等の受託者責任】 [Comply]

上場会社の取締役・監査役及び経営陣は、それぞれの株主に対する受託者責任を認識し、ステークホルダーとの適切な協働を確保しつつ、会社や株主共同の利益のために行動すべきである。

当社の取締役及び監査役は、株主に対する受託者責任を認識し、多くのステークホルダーに対して適時で正確な情報提供を行っており、会社や株主共同の利益を高めるために行動しています。

【原則4 - 6 . 経営の監督と執行】 [Comply]

上場会社は、取締役会による独立かつ客観的な経営の監督の実効性を確保すべく、業務の執行には携わらない、業務の執行と一定の距離を置く取締役の活用について検討すべきである。

当社の取締役会は、取締役4名(うち、社外取締役1名)、監査役3名(うち、社外監査役2名)で構成しており、取締役会において独立かつ客観的な立場から適宜意見を述べてもらうことで、実効性の高い経営の監督体制を確保しています。

【原則4 - 7 . 独立社外取締役の役割・責務】 [Comply]

上場会社は、独立社外取締役には、特に以下の役割・責務を果たすことが期待されることに留意しつつ、その有効な活用を図るべきである。

- () 経営の方針や経営改善について、自らの知見に基づき、会社の持続的な成長を促し中長期的な企業価値の向上を図る、との観点からの助言を行うこと
- () 経営陣幹部の選解任その他の取締役会の重要な意思決定を通じ、経営の監督を行うこと
- () 会社と経営陣・支配株主等との間の利益相反を監督すること
- () 経営陣・支配株主から独立した立場で、少数株主をはじめとするステークホルダーの意見を取締役に適切に反映させること

当社の社外取締役は独立役員として届出しておりませんが、独立要件を満たした社外取締役であります。上場企業において役員職を経験するなど、高い専門知識・知見や豊富な経験を有している者であり、その専門的な知識と豊富な経験に基づき株主に近い目線から、()から()までに掲げる取締役の業務執行の監督、経営方針や経営計画等に対する意見、及び取締役や主要株主等との利益相反取引の監督などを行っていません。

【補充原則4 - 8】 [Comply]

支配株主を有する上場会社は、取締役会において支配株主からの独立性を有する独立社外取締役を少なくとも3分の1以上(プライム市場上場会社においては過半数)選任するか、または支配株主と少数株主との利益が相反する重要な取引・行為について審議・検討を行う、独立社外取締役を含む独立性を有する者で構成された特別委員会を設置すべきである。

当社は、当社の支配株主である親会社および親会社グループ各社との取引条件の決定は、一般の取引条件と同様に公正な市場価格に基づき、適法かつ適正な手続により実施しております。当社の支配株主である親会社および親会社グループ各社と重要な取引・行為を行う際の審議は、利益が相反する親会社から招聘している取締役は審議に参加せず、少数株主の利益を不当に害することがないようにしております。

【原則4 - 9 . 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】 [Comply]

取締役会は、金融商品取引所が定める独立性基準を踏まえ、独立社外取締役となる者の独立性をその実質面において担保することに主眼を置いた独立性判断基準を策定・開示すべきである。また、取締役会は、取締役会における率直・活発で建設的な検討への貢献が期待できる人物を独立社外取締役の候補者として選定するよう努めるべきである。

当社では、東京証券取引所が定める独立性基準に基づき、独立社外役員の選定を行っています。取締役会は、企業価値向上に寄与する資質・能力、各専門分野に対する深い知見を備えていることなどに加えて、取締役会での建設的な議論に積極的に参加し、臆することなく意見を述べることのできる人物を独立社外取締役候補者に選定しています。

【原則4 - 10 . 任意の仕組みの活用】 [Comply]

上場会社は、会社法が定める会社の機関設計のうち会社の特性に応じて最も適切な形態を採用するに当たり、必要に応じて任意の仕組みを活用することにより、統治機能の更なる充実を図るべきである。

当社では、統治機能の充実を図るために、経営の意思決定・監督機関としての取締役会、監査役会を設置しています。また、取締役会の下に社内取締役、常勤監査役および執行役員で構成する経営会議を設置し、取締役会の経営に関する重要事項と業務執行上の決裁を精査し、必要に応じて取締役会の経営に関する重要事項を取締役に上程するようにしています。これにより、取締役会が経営に関する重要事項の決定に専念することができ、機動的な意思決定を可能としています。加えて、業務遂行上の全社的な課題に対応するための組織としてリスク管理委員会、コンプライアンス委員会、情報セキュリティ委員会などの委員会を設置し、業務遂行に際し、必要に応じて各委員会が審査を行っております。

【原則4 - 11 . 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】 [Comply]

取締役会は、その役割・責務を実効的に果たすための知識・経験・能力を全体としてバランス良く備え、ジェンダーや国際性、職歴、年齢の面を含む多様性と適正規模を両立させる形で構成されるべきである。また、監査役には、適切な経験・能力及び必要な財務・会計・法務に関する知識を有する者が選任されるべきであり、特に、財務・会計に関する十分な知見を有している者が1名以上選任されるべきである。取締役会は、取締役会全体としての実効性に関する分析・評価を行うことなどにより、その機能の向上を図るべきである。

当社の取締役会は、当社の事業領域である情報通信、ITに精通した取締役3名と、上場企業の役員職を経験し、かつ、高い専門知識や豊富な経験を有する社外取締役1名で構成されています。当社の監査役会は、財務・会計・法務に関する豊富な知識を有する監査役3名で構成されています。また、取締役会とは別に、代表取締役と監査役会との間で定期的に会合を開催しており、当該会合の中で取締役の業務執行に対するフィードバックを監査役会より受けていることで、当社は取締役会全体としての実効性に関する機能向上に努めています。

【補充原則4 - 11】 [Comply]

取締役会は、経営戦略に照らして自らが備えるべきスキル等を特定した上で、取締役会の全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性及び規模に関する考え方を定め、各取締役の知識・経験・能力等を一覧化したいわゆるスキル・マトリックスをはじめ、経営環境や事業特性等に応じた適切な形で取締役の有するスキル等の組み合わせを取締役の選任に関する方針・手続と併せて開示すべきである。その際、独立社外取締役に、他社での経営経験を有する者を含めるべきである。

当社は、当社の事業規模と意思決定の迅速性等を勘案し、定款で取締役を8名以内と定めており、国籍、人種、性別、年齢などにかかわらず、当社の取締役として最適と考えられる人材を、取締役候補者として指名し、株主総会において選任いただいております。現在、当社の取締役会は、当社の事業領域である情報通信、ITに精通した取締役3名と、上場企業の役員職を経験し、かつ、高い専門知識や豊富な経験を有する1名の社外取締役に構成されています。また、当社の取締役・監査役が有している知識・経験・能力等は「有価証券報告書(2)「役員状況」」に記載しております。なお、記載している内容は、特に活躍を期待する分野を示しており、対象者の全ての知見を表すものではありません。

【補充原則4 - 11】 [Comply]

社外取締役・社外監査役をはじめ、取締役・監査役は、その役割・責務を適切に果たすために必要となる時間・労力を取締役・監査役の業務に振り向けるべきである。こうした観点から、例えば、取締役・監査役が他の上場会社の役員を兼任する場合には、その数は合理的な範囲にとどめるべきであり、上場会社は、その兼任状況を毎年開示すべきである。

当社においては、現時点で社外取締役を含む取締役が他の上場会社役員を兼任している事例はございません。今後、社外取締役を含む取締役が他社で役員等を兼任する場合には、取締役会で承認を行い、その兼任状況は、株主総会招集通知、有価証券報告書等を通じ、毎年開示を行ってまいります。

【補充原則4 - 11】 [Comply]

取締役会は、毎年、各取締役の自己評価なども参考にしつつ、取締役会全体の実効性について分析・評価を行い、その結果の概要を開示すべきである。

取締役会においては役員が発言し、自由闊達に建設的な議論が行われており、取締役会の機能は十分発揮されているものと考えておりますが、実効性の評価・分析については今後検討してまいります。

【原則4 - 12. 取締役会における審議の活性化】 [Comply]

取締役会は、社外取締役による問題提起を含め自由闊達で建設的な議論・意見交換を尊ぶ気風の醸成に努めるべきである。

当社の社外取締役は、自身の高い知見に基づき、取締役会において自由闊達で建設的な意見を述べています。

【補充原則4 - 12】 [Comply]

取締役会は、会議運営に関する下記の取扱いを確保しつつ、その審議の活性化を図るべきである。

- () 取締役会の資料が、会日に十分に先立って配布されるようにすること
- () 取締役会の資料以外にも、必要に応じ、会社から取締役に対して十分な情報が(適切な場合には、要点を把握しやすいように整理・分析された形で)提供されるようにすること
- () 年間の取締役会開催スケジュールや予想される審議事項について決定しておくこと
- () 審議項目数や開催頻度を適切に設定すること
- () 審議時間を十分に確保すること

- () 当社の取締役会事務局は、取締役会の資料を取締役会開催日の前日に事前配布しております。資料の確認・審議に時間を要するものは、取締役会開催日の概ね1週間前に事前配布し、資料の修正有無に拘わらず取締役会開催日の前日に改めて事前配布しております。
- () 取締役会に上程される事項は、経営会議で事前に審議されることから、経営会議メンバーである社内取締役及び常勤監査役は、内容を把握した上で取締役会に出席しています。追加的な情報を入手したい場合は、取締役会資料の事前配布後から議案等の検討に必要な情報の要求を取締役会事務局が受付けており、取締役会開催までに各部と連携して必要な情報の提供を行っています。
- () 事業年度の開始前に年間開催スケジュールを取締役及び監査役へ通知し、取締役会に出席しやすい状況を確認しています。
- () 定例の取締役会は、月1回の頻度で開催しており、上程議案も審議可能な項目数に設定しています。
- () 各取締役は取締役会において忌憚なく意見を述べており、審議時間は十分に確保されています。

【原則4 - 13. 情報入手と支援体制】 [Comply]

取締役・監査役は、その役割・責務を実効的に果たすために、能動的に情報を入手すべきであり、必要に応じ、会社に対して追加の情報提供を求めるべきである。また、上場会社は、人員面を含む取締役・監査役の支援体制を整えるべきである。取締役会・監査役会は、各取締役・監査役が求める情報の円滑な提供が確保されているかどうかを確認すべきである。

当社の取締役および監査役は、その職務の遂行に必要な情報について、関連する部門に対し、情報や資料等の提供を求めています。情報提供を求められた部門は、当該要請に基づく資料等を適宜提供しております。また、当社の取締役および監査役に対する支援は、代表取締役社長直轄の組織かつ、取締役会事務局である経営企画室が行い、取締役および監査役が求める情報の円滑な提供が確保されているかどうか確認しております。

【補充原則4 - 13】 [Comply]

社外取締役を含む取締役は、透明・公正かつ迅速・果敢な会社の意思決定に資するとの観点から、必要と考える場合には、会社に対して追加の情報提供を求めるべきである。また、社外監査役を含む監査役は、法令に基づく調査権限を行使することを含め、適切に情報入手を行うべきである。

取締役は、適切な意思決定を行うため、職務の遂行に必要な情報について、関連する部門に対し情報や資料等を求めており、情報提供を求められた部門は、当該要請に基づく情報や資料を適宜提供しています。なお、監査役は必要な情報がいつでも入手できるよう社内規程において規定されており、かつ、内部監査を通じて資料を入手することの多い内部監査部門等の使用人と緊密に連携しています。

【補充原則4 - 13 】 [Comply]

取締役・監査役は、必要と考える場合には、会社の費用において外部の専門家の助言を得ることも考慮すべきである。

当社の取締役および監査役は、外部の専門家による助言や意見が必要と考えた場合や必要と判断される案件につきましては、弁護士や社会保険労務士等の外部専門家を活用し、検討を行っています。それに伴い生じる費用は、社内規程に基づき当社が負担しています

【補充原則4 - 13 】 [Comply]

上場会社は、取締役会及び監査役会の機能発揮に向け、内部監査部門がこれらに対しても適切に直接報告を行う仕組みを構築すること等により、内部監査部門と取締役・監査役との連携を確保すべきである。また、上場会社は、例えば、社外取締役・社外監査役の指示を受けて会社の情報を適確に提供できるよう社内との連絡・調整にあたる者の選任など、社外取締役や社外監査役に必要な情報を適確に提供するための工夫を行うべきである。

当社の内部監査は経営企画室の担当者が行い、経営企画室は代表取締役社長の直轄となっています。内部監査の結果及び当該監査の過程において把握された検討事項等について、代表取締役社長に直接報告を行っています。また、監査役の指示を受けて社内との連絡・調整も経営企画室が行っており、常時、監査役からの依頼を受けられる体制を採っています。

【原則4 - 14 .取締役・監査役トレーニング】 [Comply]

新任者をはじめとする取締役・監査役は、上場会社の重要な統治機関の一翼を担う者として期待される役割・責務を適切に果たすため、その役割・責務に係る理解を深めるとともに、必要な知識の習得や適切な更新等の研鑽に努めるべきである。このため、上場会社は、個々の取締役・監査役に適合したトレーニングの機会の提供・斡旋やその費用の支援を行うべきであり、取締役会は、こうした対応が適切にとられているか否かを確認すべきである。

当社では、業務関連知識の習得等を目的として、各取締役および各監査役が外部セミナーに参加、あるいは外部団体へ加入及び当該団体主催のセミナー等に参加しており、その費用につきましては社内規程に基づき、当社にて負担しています。

【補充原則4 - 14 】 [Comply]

社外取締役・社外監査役を含む取締役・監査役は、就任の際には、会社の事業・財務・組織等に関する必要な知識を取得し、取締役・監査役に求められる役割と責務(法的責任を含む)を十分に理解する機会を得るべきであり、就任後においても、必要に応じ、これらを継続的に更新する機会を得るべきである。

当社は、取締役および監査役が自身に求められる役割と責務を十分に理解する機会を提供しています

【補充原則4 - 14 】 [Comply]

上場会社は、取締役・監査役に対するトレーニングの方針について開示を行うべきである。

当社は、取締役・監査役の就任時(新任時)に当社への理解を深めていただくために、当社の事業に関わる説明を行っております。また、就任後においても、上場会社の役員として必要な知識の習得やその更新のために、金融商品取引所等の主催のセミナーなど諸々の社外研修への参加をサポートしております。

【基本原則5】 [Comply]

上場会社は、その持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するため、株主総会の場以外においても、株主との間で建設的な対話を行うべきである。経営陣幹部(取締役(社外取締役を含む))は、こうした対話を通じて株主の声に耳を傾け、その関心・懸念に正当な関心を払うとともに、自らの経営方針を株主に分かりやすい形で明確に説明しその理解を得る努力を行い、株主を含むステークホルダーの立場に関するバランスのとれた理解と、そうした理解を踏まえた適切な対応に努めるべきである。

当社は、企業価値の最大化に資するよう、株主を含む投資家と建設的な対話を積極的に行い、相互理解の深化と信頼関係の醸成に努めるとともに、その意見を十分に踏まえて経営を行います。

【原則5 - 1 .株主との建設的な対話に関する方針】 [Comply]

上場会社は、株主からの対話(面談)の申込みに対しては、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するよう、合理的な範囲で前向きに対応すべきである。取締役会は、株主との建設的な対話を促進するための体制整備・取組みに関する方針を検討・承認し、開示すべきである。

当社は、株主や投資家との建設的な対話を促進するため、代表取締役社長の直属組織として経営企画室を設置してIR業務を遂行しております。また、IR活動は、社内各部署と密接に連携しており会社全体でIR活動を支援する体制となっています。株主や投資家からの対話の申し込みに対しては、合理的な範囲内で、インサイダー取引規制上の重要事実の取り扱いに細心の注意を払いつつ、経営陣や経営企画室が対応しています。また、個別面談以外にも、決算説明会や個人投資家向け説明会などを開催し、株主や投資家に対して事業の状況を説明しています。

【補充原則5 - 1 】 [Comply]

株主との実際の対話(面談)の対応者については、株主の希望と面談の主な関心事項も踏まえた上で、合理的な範囲で、経営陣幹部、社外取締役を含む取締役または監査役が面談に臨むことを基本とすべきである。

株主との対話(面談)につきましては、株主や投資家からの要望及び主な関心事項も踏まえた上で、可能な限り代表取締役社長又は代表取締役副社長が対応しています。

【補充原則5 - 1 】 [Comply]

株主との建設的な対話を促進するための方針には、少なくとも以下の点を記載すべきである。

- ()株主との対話全般について、下記()~()に記載する事項を含めその統括を行い、建設的な対話を実現するように目配りを行う経営陣または取締役の指定
- ()対話を補助する社内のIR担当、経営企画、総務、財務、経理、法務部門等の有機的な連携のための方策
- ()個別面談以外の対話の手段(例えば、投資家説明会やIR活動)の充実に関する取組み
- ()対話において把握された株主の意見・懸念の経営陣幹部や取締役会に対する適切かつ効果的なフィードバックのための方策
- ()対話に際してのインサイダー情報の管理に関する方策

()当社は、代表取締役社長をIR担当取締役としています。

- ()上記IR担当取締役は、経営企画、管理部(財務・総務・法務)を把握しており、日常的に連携が図られています。
- ()IR問い合わせ窓口である経営企画室にて、投資家からの電話取材や面談等のIR取材を積極的に受け付けるとともに、アナリスト・機関投資家向けに決算説明会を開催し、代表取締役社長または代表取締役副社長が説明を行っています。
- ()株主総会における質疑応答の内容は、議事録に記載し閲覧可能な状態にしております。投資家からのIR取材や訪問結果につきましては、毎週開催している部長会議にて、その進捗を各部長に共有を行っています。
- ()当社は、投資家との対話におきまして当該対話を実施する日が四半期決算日から2週間前の日から次の決算発表日まで「沈黙期間」として対話することは避けるなど、インサイダー情報の管理にも留意しています。

【補充原則5 - 1】 [Comply]

上場会社は、必要に応じ、自らの株主構造の把握に努めるべきであり、株主も、こうした把握作業にできる限り協力することが望ましい。

当社は、毎年3月末及び9月末時点における株主名簿につきまして、株主名簿上の株主構造を把握するように努めるとともに、IR活動を通じて投資家や株主とのより良いコミュニケーションが取れるよう心がけています。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
ソフトバンク株式会社	5,878,900	42.00
梶並伸博	1,657,900	11.80
篠山証券株式会社	330,900	2.40
株式会社DMM.com証券	206,600	1.50
野村證券株式会社	176,800	1.30
大和証券株式会社	167,300	1.20
楽天証券株式会社	164,700	1.20
SMB C日興証券株式会社	147,600	1.10
松井証券株式会社	142,600	1.00
JPMorgan証券株式会社	138,900	1.00

支配株主(親会社を除く)の有無	
親会社の有無	ソフトバンク株式会社 (上場:東京) (コード) 9434

補足説明 更新

ソフトバンク㈱は、当社発行済株式の42.4%を所有(直接保有)しております。当該会社が定める支配力基準により当社を子会社と判断しており、当社もソフトバンク㈱を親会社であると認識しております。また、ソフトバンクグループ㈱はソフトバンク㈱の親会社であるため、当社から見てソフトバンクグループ㈱は親会社の親会社であります。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分 更新	東京 スタンダード
決算期	3月
業種	小売業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

当社は、ソフトバンクグループ各社との取引を行っておりますが、その取引条件の決定は、少数株主の利益を不当に害することがないように、一般の取引条件と同様に公正な市場価格に基づき、適法かつ適正な手続により実施しております。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

当社は、ソフトバンクグループ(株)が統括する企業集団に属しております。同社の傘下でパソコン用ソフトウェアを中心とするデジタルコンテンツの流通事業及びApp Passサービスの運営受託などを行っております。

当社が属するソフトバンクグループは、関係会社を一元管理する方式を採用しておらず、グループ各社の独自性を重視しており、事業上の制約はありません。また、ソフトバンクグループ各社との取引については、一般企業と同様にそれぞれの取引先と個別に交渉を行い、取引条件を決定しております。

現在、当社役員7名のうち、2名はその豊富な経験に基づく経営体制及び監査体制等の強化を目的として、ソフトバンクグループに属するソフトバンク(株)における業務執行者から招聘しております。

このように、当社はソフトバンクグループと協力関係を保ちながら事業展開する方針であり、独自の経営判断を妨げるものはなく、一定の独立性が確保されていると認識しております。

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	8名
定款上の取締役の任期	2年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	4名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	0名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
西久保 慎一	他の会社の出身者											

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
西久保 慎一		・マイクロジェット株式会社 代表取締役社長	会社経営に精通しており、当社の経営について有益な助言をいただけると判断したため。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	4名
監査役の数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

各監査役は、会計監査人並びに内部監査担当部署と随時意見交換を行うなど、相互に効果的かつ適正な監査を実施できるよう連携を図っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている数	1名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
松浦 行男	他の会社の出身者													
中野 明安	弁護士													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
松浦 行男			金融機関における勤務経験並びにそのグループ会社でのリスク管理業務を通して豊富な経験・知識を有しており、当社監査役として最適と判断し、社外監査役に選任しております。併せて、当社の特定事業者の業務執行者でなく、一般株主との利益相反が生じる恐れがないと判断し、独立役員に指定しております。
中野 明安		・丸の内総合法律事務所 パートナー弁護士 ・アグレ都市デザイン株式会社 社外監査役	弁護士としての豊富な経験・知識を有しており、取締役に対する厳格な監査体制が構築できると判断し、社外監査役に選任しております。

【独立役員関係】

独立役員の数

1名

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況

ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

当社はストックオプション制度を導入しており、その一環として役員への付与を行っております。

ストックオプションの付与対象者

社内取締役、社外取締役、社内監査役、社外監査役、従業員

該当項目に関する補足説明

当社は、会社の発展に寄与した実績と将来の貢献の可能性に対してインセンティブを与えることにより、業務への意欲、志気向上による業績向上を目的にストックオプションを付与しております。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 更新

社内取締役及び社外取締役の別に各々の総額を開示
2022年3月期の取締役の報酬
取締役に支払った報酬 3名90,500千円(うち社外取締役分 1名2,380千円)

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役および監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

当社の役員報酬は、株主総会の決議により取締役および監査役それぞれの報酬等の限度額を決定しております。2000年6月9日開催の株主総会の決議による役員報酬限度額は、取締役分が年額総額500,000千円以内、監査役分が年額総額50,000千円以内であります。2008年6月20日開催の定時株主総会において取締役及び監査役の報酬等の額の改定の件が付議され、通常の報酬等の額の別枠として取締役にあっては総額1億円、監査役にあっては総額1,000万円を上限として、毎年ストック・オプションを割当てできる旨決議されております。さらに、2010年6月22日開催の定時株主総会において取締役及び監査役の報酬等の額に役員賞与の支給額を含め、併せて取締役の報酬額である年額総額500,000千円以内のうち、社外取締役分については100,000千円以内とする旨決議されております。

取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

当社は、取締役会の委任決議に基づき代表取締役社長梶並伸博が取締役の個人別の報酬額の具体的内容を決定しております。取締役各人の役職、業績及び職責等を総合的には把握できる立場にあり、取締役会はその内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の方針の決定方法および内容

2021年5月19日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の方針として以下の内容が決議されました。

ア.報酬等(業績に連動しない金銭報酬)の額またはその算定方法の決定方針

取締役の報酬は月例の固定報酬とし、会社の規模、業績を考慮した各人の役職、職責等に応じ、総合的に勘案して決定する。

イ.業績連動報酬等に係る業績指標の内容および業績連動報酬等の額または数の算定方法の決定方針

業績連動報酬は、役員賞与として事業年度毎の当社の営業利益、経営状況、従業員の賞与水準等を総合的に勘案して取締役会にて支給総額を決定する。

ウ.非金銭報酬等に係る内容および非金銭報酬等の額もしくは数またはその算定方法の決定方針

非金銭報酬は、中長期的な業績の向上と企業価値の増大への貢献意識を高めることを目的とした株式報酬型ストックオプションとし、中期経営計画の主要な財務目標である営業利益の目標を指標として採用し、内容と支給総額を取締役会にて決定する。

エ.取締役の個人別の報酬等の額に対する報酬等の種類ごとの割合の決定方針

報酬等の額、業績連動報酬等の額および非金銭報酬等の額の取締役の個人別の支給割合の決定方針については、当社と同程度の事業規模、業種・業態の報酬水準、取締役の役位や役割、企業価値の持続的な向上などの要素を勘案し、最も適切な支給割合となるよう判断して決定する。

オ.報酬等を与える時期又は条件の決定方針

固定報酬は毎月支払う。業績連動報酬および非金銭報酬は、取締役会決議後から1年以内に支払う。

カ.取締役の個人別の報酬等の決定の全部または一部の第三者への委任に関する事項

取締役会の決議に基づき、代表取締役社長に一任する。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

専任サポートスタッフは置いておりません。

情報連絡体制については、取締役会の開催日程のほか、主な議題と必要に応じて資料をメールにて伝達し、併せて出欠予定の回答を得ております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

当社では、月1回の取締役会開催とは別に社長以下常勤取締役及び常勤監査役並びに幹部従業員などから構成される「部長会議」を週1回開催し、事業環境の分析、利益計画の進捗状況など情報の共有化、コンプライアンス(法令遵守)の徹底を図り、経営判断に反映させております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方に沿って経営を展開することは株主の皆様にとって企業価値を高めることにつながり、それにふさわしい体制と考えております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

補足説明

集中日を回避した株主総会の設定	多くの株主の皆様が当社の株主総会にご出席頂けるよう集中日は回避しております。2022年度の定時株主総会は、6月22日(水)に開催いたしました。
その他	2022年度の定時株主総会は、ハイブリッド参加型オンライン株主総会(株主様が株主総会への法律上の「出席」を伴わずにインターネット等の手段を用いて審議等を確認・視聴することができる株主総会)を実施しました。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	半期毎にアナリスト・機関投資家向け決算説明会を実施しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	適時・任意開示情報(決算・決定事実に関する情報など)をホームページに掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	経営企画室が担当しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

実施していません。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

【コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方】

当社では、企業業績向上と企業競争力強化の観点から経営判断の迅速化を図ると同時に、経営の公正性・透明性の観点から経営のチェック機能を充実させることが最重要課題と考えております。

(1) 取締役および使用人の職務執行が法令および定款に適合することを確保するための体制(コンプライアンス体制)

1. 当社は、当社の親会社が定める「ソフトバンク行動規範」を遵守する。
2. 当社は、コンプライアンス最高責任者(CCO)を選任し、CCOは高い倫理観とコンプライアンス精神の浸透のため、マニュアル等を使って社員教育を実施する。
3. 当社は、社員が会社の法令違反を通報する窓口「ベクター・コンプライアンス事務局」を設置し、法令違反の早期発見とその対策を講じる。
4. 当社の子会社には、当社のコンプライアンス体制に準じた体制の整備を求め、子会社毎のコンプライアンス体制の整備運用状況について担当部門より当社のCCOに報告する。また、必要に応じて当社担当部門が子会社の整備状況について監査を実施する。
5. 取締役および使用人の職務執行が法令・定款等に適合しているかについて、当社担当部門が内部監査を実施し、結果を社長に報告する。また、当該結果を監査役に提供することにより、監査役と連携を図る。
6. 当社は、暴力団等の反社会的勢力並びに団体とは断固として関わりを持たない。また、不当な要求に対しては代表取締役社長をはじめとする役員・社員が一丸となって毅然とした対応をとることを内外に宣言する。

(2) 取締役の職務執行に係る情報の保存および管理に関する体制(情報保存体制)

1. 当社は、文書管理規程など社内規程およびそれに関する各種管理マニュアルに従い、取締役の職務執行情報(議事録、稟議書等)を適切に保存管理し、必要に応じて見直し等を行う。
2. 当社は、職務執行情報を電磁的にデータベース化し、情報の存否および保存状況を常時検索可能にする。

(3) 取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制(効率的職務執行体制)

1. 当社は、「取締役会規程」を定め、取締役会の決議事項および報告事項を明確にするとともに、「稟議規程」等の機関決定に関する規程を定め、決裁権限を明確にする。
2. 当社は、社外取締役を含む取締役が取締役会において十分審議ができるようにするため、取締役会資料を事前に送付するとともに、取締役から要請があった場合には、取締役会資料に追加・補足を行う。
3. 当社は、「職務分掌規程」「職務権限規程」「職務権限基準表」を定め、業務遂行に必要な職務の範囲および権限と責任を明確にする。
4. 当社の子会社には、当社の効率的職務執行体制に準じた体制の整備を求め、子会社毎の効率的職務執行体制の整備運用状況について担当部門より当社の代表取締役に報告する。また、必要に応じて当社担当部門が子会社の整備状況について監査を実施する。

(4) 当社ならびにその親会社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制(グループ会社管理体制)

1. 当社および当社の子会社は、「ソフトバンク企業行動憲章」および「ソフトバンク行動規範」を企業集団共通に適用する規範とし、当社および当社の子会社はこれらを遵守する。
2. 当社の子会社には、当社部長会議に子会社の取締役の出席を求め、事業内容の定期的な報告と重要案件の協議を行い、必要に応じて当社担当部門が子会社の業務監査を実施する。

(5) 監査役の職務を補助すべき使用人を置くことおよびその使用人の取締役からの独立性を確保するための体制(監査役サポート体制)
当社は、監査役から職務の補助として使用人の配置を要請された場合には、これを配置する。また、当該使用人への指揮・命令は監査役が行うものとする。

(6) 監査役への報告体制その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制(実効的監査執行体制)

1. 当社の取締役および使用人は、定期的に当社および当社の子会社に関する経営・財務・事業遂行上の重要な事項等を監査役に報告する。
2. 当社の子会社の取締役および使用人は、法令等の違反行為等当社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実について、発見次第、直ちに当社の監査役に報告する。
3. 当社は、監査役が職務遂行上必要と認めた会議の出席、議事録等重要な文書の閲覧を認める。監査役は、必要に応じて取締役または使用人に議事内容や文書内容についての説明を求めることができる。
4. 監査役は、会計監査人や内部監査人と連携を保ち、情報交換を定期的に行う。代表取締役社長は、監査役の監査が実効的に行われるよう、監査役との意見交換に努める。

(7) 監査役に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、監査役に報告をした者に対して、当該報告をしたことを理由として、解雇、降格等の懲戒処分や、配置転換等の人事上の措置等いかなる不利益な取扱いも行わない。

(8) 監査役職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の職務の執行について生じる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査役が職務の執行について生じる費用の前払または償還等の請求をしたときは、当該監査役の職務の執行に必要なと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。

(9) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制(リスク管理体制)

1. 当社は、損失の危険があるリスクを未然に防止するため「リスク管理委員会」を設置し、防止策の検討・決定・実施とモニタリングを行い、重大な経営リスクに関しては、その防止策を取締役に報告する。
2. 当社の子会社には、当社のリスク管理体制に準じた体制の整備を求め、子会社毎のリスク管理体制の整備運用状況について担当部門より当社の「リスク管理委員会」に報告する。また、必要に応じて当社担当部門が子会社の整備状況について監査を実施する。

(10) 業務の適正を確保するための体制の運用状況

当社では、上記に掲げた業務の適正を確保するための体制整備とその適切な運用に努めており、以下の具体的な取り組みを行っております。

1. 主な会議の開催状況として、取締役会は12回開催され、取締役の職務執行の適法性を確保し、取締役の職務執行の適正性及び効率性を高めるために、当社と利害関係を有しない社外取締役が全てに出席いたしました。その他、監査役会は12回、経営会議は12回開催いたしました。
2. 監査役は、監査役会において定めた監査計画に基づき監査を行うとともに、当社代表取締役社長及び他の取締役、会計監査人、内部監査担当者との間で意見交換会を実施し、情報交換等の連携を図っております。
3. 内部監査担当者は、内部監査計画に基づき当社の各部門の業務執行等の監査を実施いたしました。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社は、「内部統制システムに関する基本方針」において、「暴力団等の反社会的勢力並びに団体とは断固として関わりを持たず、また、不当な要求に対しては代表取締役社長をはじめとする役員・社員が一丸となって毅然とした対応をとることを内外に宣言する。」と明文化しております。

反社会的勢力排除に向けた整備状況

当社は、不当な要求等が発生した場合の対応を統括する部署を管理部と定め、管轄警察署・財団法人暴力団追放運動推進都民センターや顧問弁護士等の外部専門機関に相談し、組織的対応を実行することとしております。また、社員に対しては、定期的な研修の実施により、反社会的勢力との関係遮断を図り、社内体制整備に努めております。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

ソフトバンク㈱と代表取締役社長の梶並伸博が所有する当社株式の合計は、全体の50%超となっているため買収防衛策の導入は必要ないと考えております。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

